

# 社団法人那覇市観光協会公式サイトへの広告掲載に関する要綱

## 第1条（趣旨）

この要綱は、社団法人那覇市観光協会（以下、「観光協会」という）がインターネット上に公開している観光協会の公式サイトへの広告を有料で掲載することに関して必要な事項を定める。

## 第2条（広報媒体）

前条に規定する広報媒体は、次のものをいう。

- (1) 那覇市観光協会公式サイト「那覇はおまかせ！那覇ナビ！」

## 第3条（掲載基準）

掲載する広告については、観光協会の広報としての品位及びイメージを損なわないもの、並びに会員間に、また観光客に不利益を与えないものとし、一般社会常識に基づき掲載の可否を決定する。

次の各号に該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (2) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (4) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 人権を害するおそれのあるもの
- (7) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (8) その他観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

## 第4条（募集等）

広告の募集及び掲載等は、直接観光協会が行う方法又は当該業務の取扱いを希望する者（以下、「広告取扱業者」という）との契約により行う方法のいずれかとし、その選択は各年度毎に決定する。

## 第5条（広告の規格等）

広告の規格等は、観光協会が定めるもので、次のものをいう。別表のとおりとする。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の作成方法等
- (3) 広告の位置

## 第6条（広告掲載の申込み）

- (1) 広告の掲載を希望する者は、バナー広告掲載申込書を観光協会又は広告取扱業者へ提出しなければならない。
- (2) 観光協会は、前項の申込書を提出した者（以下、「申込者」という）に対し、会社案内等の申込書の概要がわかるもの、掲載しようとする広告案その他観光協会が必要とする書類等の提出を求めることができる。

#### 第7条（広告掲載の決定）

- (1) 観光協会は、前条の規定による申込みがあったときは、その広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。
- (2) 観光協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し、広告の修正を求めることができる。

#### 第8条（広告掲載料金）

- (1) 広告の掲載は、3ヶ月契約とし、契約月から3ヶ月とする。
- (2) 料金は別表のとおりとする。
- (3) 掲載の決定を受けた申込者（以下、「広告主」という）は、観光協会に指定された期日（広告掲載開始日の7日前）までに、観光協会の発行する請求書に従って広告掲載料金を納入することとする。

#### 第9条（広告掲載料の返還）

既納の広告掲載料金は、原則として返還しない。

#### 第10条（広告の掲載位置）

広告の掲載位置は、観光協会が決定する。

#### 第11条（広告原稿の作成・提出）

広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、観光協会が指定した期日までに提出するものとする。

#### 第12条（広告主等の責任等）

- (1) 広告の内容に関する責任は、広告主等が負うものとする。
- (2) 観光協会会員が広告主となる場合は、会費を完納していることとする。完納していない場合、広告を掲載できない場合がある。

#### 第13条（広告掲載取りやめ）

- (1) 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。
- (2) 前項の規定により、広告の掲載を取りやめようとする広告主は、取りやめる日の15日前までに、広告掲載を取りやめる旨を書面にて観光協会に申し出なければならない。

#### 第14条（掲載決定の取消し）

協会は、広告主又は広告内容が、この要綱に反することがあった場合は、広告掲載の決定を取消すことができる。

#### 第15条（免責事項）

- (1) 広告主は、ホームページの更新、修正等又はサーバー及び通信回線等の点検、障害等によるホームページの停止により、広告の掲載が一定期間停止されることをあらかじめ承諾しなければならない。
- (2) 広告主は、前号の理由によりホームページが一定期間停止された場合であっても、掲載料金の返還又は損害賠償を観光協会に請求することができない。
- (3) 広告の掲載による責任は、広告主が負うものとし、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、観光協会は賠償する責めを負わない。

第16条（その他）

この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は協会が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別 表

媒体名	広告の規格	広告の作成方法等	広告の位置	広告掲載料金
「那覇はおまかせ！那覇ナビ！」	小 175×60ピクセル	当該業務の委託業者が作成又は広告主が作成	トップページ下段等	小 42,000円/月 (会員31,500円/月)